

お知らせ

5月9日(日)以降に亀山市文化会館を施設利用申請される皆様へ

三重県まん延防止等重点措置（令和3年5月7日発信）を受け、

5月31日(月)までの利用につきまして **20:00 までの営業（20:00 までに退館できる範囲でのご利用）**とさせていただきます。

また、6月1日（火）以降についても対策期間が延長となる可能性がありますので合わせてご理解いただきますようお願いいたします。

令和3年5月8日

亀山市文化会館施設指定管理者

（公財）亀山市地域社会振興会